

四日市市病院管理規程第 2 号

市立四日市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 29 年 3 月 9 日

四日市市病院事業管理者 一 宮 惠

市立四日市病院事業会計規程の一部を改正する規程

市立四日市病院事業会計規程（平成 17 年病院管理規程第 18 号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表第 1（第 15 条関係）					
病院事業勘定科目表					
(1) (略)					
(2) 費用勘定					
款	項	目	節	説明	
病院事業費用	医業費用			医業活動に係る費用	
		給与費及び材料費	(略)		
		経費			
			厚生福利費から交際費まで	(略)	
			負担金及び補助金		下水道受益者負担金及び附帯事業に対する補助金等の各種負担金、補助金等
			<u>賠償金</u>		<u>賠償金、示談金などの費用</u>
			貸倒引当金繰入額		貸倒引当金として計上するための繰入額
			雑費	(略)	
			減価償却費から研究研修費まで	(略)	
			医業外費用及び特別損失	(略)	
(注) (略)					
(3) から (5) まで (略)					

改正前

別表第1（第15条関係）

病院事業勘定科目表

(1) (略)

(2) 費用勘定

款	項	目	節	説明
病院事業費用	医業費用			医業活動に係る費用
		給与費及び材料費	(略)	
		経費		
			厚生福利費から交際費まで	(略)
			負担金及び補助金	下水道受益者負担金及び附帯事業に対する補助金等の各種負担金、補助金等
			貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
			雑費	(略)
			減価償却費から研究研修費まで	(略)
			医業外費用及び特別損失	(略)

(注) (略)

(3) から (5) まで (略)

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。